

関東高等学校体育大会に関する申し合わせ事項

1 大会の期間について

(1) 原則として2日とする。ただし、前日に開会式を実施せざるを得ない種目は、前年度理事会で承認を得ること。

ア 3日(土・日・月)を認めている種目。ただし、月曜は決勝のみ。
ハンドボール・サッカー・ボクシング・テニス

イ 開会式を含め3日を認めている種目
水泳・スケート(アイスホッケー)・自転車及び登山(金・土・日)

ウ 予備日を設ける種目。
自転車・ヨット・ホッケー・ソフトテニス・ソフトボール

エ 特例

- ① 平日開催を認めている種目。
スキー・ヨット(日・月)
- ② 開会式を含め4日(金・土・日・月)を認めている種目。
陸上競技

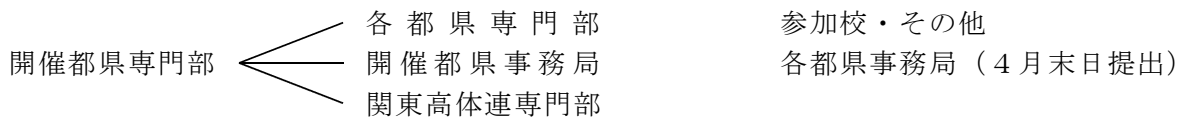
* 6月の第1週の基準日は日曜日とする。

(2) 別に定める競技の開催期日は、原則として下表のとおりとする。

陸上	水泳	スキー	スピードスケート	アイスホッケー	駅伝	登山
6月中旬	7月下旬	1月下旬	2月上旬	12月上旬	11月下旬	10月～11月上旬

2 大会関係文書の発送は次のとおりとする。

ただし、各都県高体連会長・理事長への委嘱状の発送は不要。



3 大会終了後の報告は次のとおりとする。



- ①大会報告書・・・事務連絡規定(様式1・2)
- ②大会成績一覧表
- ③大会収支決算書・・・事務連絡規定(様式3)
- ④大会プログラム

*次年度開催予定(様式4)は、会長・理事長・事務局合同会議までに事務局と県に提出。

4 宿泊について

- (1) 宿泊は、開催都県、大会事務局をとおして申し込むこと。
- (2) 指定以外の宿舎には、原則として宿泊しないこと。
- (3) 申込み後のキャンセルはしないこと。

5 その他

- (1) 大会要項に載せる参加資格は、開催基準要項の「参加資格」を必ず掲載する。
- (2) 参加申込書には、必ず学校長印・都県高体連会長印を押印する。
- (3) 派遣審判員は、各都県2名以内を基準とする。